

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3		府省庁名 金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	日本版 I S A（少額投資非課税制度）に関する利便性の向上・事務手続の簡素化		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 日本版 I S Aは、個人投資家の証券市場への参加拡大の観点から導入された少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置である（平成24年から施行予定）。 金融商品取引業者の営業所に開設する非課税口座に預け入れることができる上場株式等は、租税特別措置法等の規定により、限定列挙されている。 ・ 特例措置の内容 以下に掲げる上場株式等について、非課税口座への預け入れ対象に追加すること。なお、その際、投資家利便や金融機関の実務に配慮した簡素な制度とすること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 金融商品取引業者等が募集を行う上場株式等 ② 新株予約権無償割当により取得した上場新株予約権 ③ 二以上の非課税口座で保管している同一の非課税口座内上場株式等について行われた株式分割等により取得する上場株式等 		
関係条文	地方税法第35条の3の2、地方税法施行令第18条の6の2、租税特別措置法第37条の14、租税特別措置法施行令第25条の13		
減収見込額	（初年度） — （ — ） （平年度） — （ — ） （単位：百万円）		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国民が豊かさを享受できるような国民金融資産の運用拡大の観点から、日本版 I S Aに関する利便性の向上に向けて、必要な税制上の措置を講ずる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>日本版 I S Aは、個人投資家の証券市場への参加拡大の観点から導入された少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置である（平成24年から施行予定）。</p> <p>しかしながら、今回要望する上場株式等は、現在、非課税口座の預け入れ対象として法律上認められていないため、個人投資家は、当該株式等の取得の際、非課税口座を活用することができない。</p> <p>本施策は、投資家の利便性等を向上させるため、非課税口座への預け入れ範囲の拡大等の措置を講ずるものである。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		
		ページ	3—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１－（４）個人投資家の参加拡大
	政策の達成目標	個人投資家に対して、金融・資本市場への適切な投資機会を提供すること。 （参考：非課税口座数）
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 24～26 年（3 年間） （非課税期間は各年 1 月 1 日から 10 年間）
	同上の期間中の達成目標	（「政策の達成目標」と同じ）
	政策目標の達成状況	新設要望のため、該当せず
有効性	要望の措置の適用見込み	4,479 万人（平成 21 年度 個人株主数の延べ人数） （出典）東京証券取引所等「平成 21 年度株式分布状況調査」
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	要望の措置は、非課税口座の預け入れ範囲が拡大し、投資家利便に資するため、個人投資家の証券市場への参加拡大に有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	要望の措置は、投資家利便に資する簡素で分かりやすい制度であるため、妥当である。
	ページ	3—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度改正 日本版 I S A の創設 ・平成 22 年度改正 日本版 I S A の法制化